○農林水産省告示第二千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　愛媛県松山市久谷町乙七一三の二、乙七八八の一、乙八一三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市宇和町明石二〇七一、二一〇一、二一一四から二一一六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　愛媛県伊予市双海町串字タフロキ乙二〇〇七の二、乙二〇〇七の五、乙二〇〇七の六、乙二〇〇七の一一、乙二〇〇七の一六、乙二〇〇七の一八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　保安林の所在場所　愛媛県伊予市双海町串字平山乙一七六〇の一、乙一七六〇の九から乙一七六〇の一四まで、乙一七六〇の一六、乙一七六〇の一八から乙一七六〇の二一まで、乙一七六〇の二五

(三)　指定の目的　土砂の流出の防備

指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県矢板市塩田字長坂一一四六、字石久保一一六四の一、一一六四の二、一一六四の四、一一六四の六、一一六四の七、一一六四の九、一一六四の一〇、字カイモチ一二一四の五、一二一四の七、一二一四の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県日光市鬼怒川温泉滝字橋ノ沢一五七四、字細久保一五七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字細久保一五七五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県日光市室瀬字ナガソネ九三四、九三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ナガソネ九三四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市酒野谷字寺山六一五の二、六一五の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺山六一五の八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。